

7/17
赤旗

安倍改憲

自衛隊明記の危険

⑤

日本会議国議員懇談会の中心メンバーの一人である古屋圭司選対委員長は、首相が9条改憲のビデオメッセージを寄せた5月3日の改憲集会にパネリストとして参加していました。

2項空文化狙う

古屋圭司は集会で、首相のビデオメッセージを受け、9条に自衛隊を明記する案として「1項、2項は不变で、3項を、前項の規定にむかわらず、自衛のための

自衛隊をおくことができること」としたと述べました。

「前項の規定にもかわる（但し）」という表現も、原則に対し例外を表す言葉です。9条2項の「戦力を保

らむ」とは、「戦力不保持規

定（2項）はあるが、その例

外として」という意味で

自衛隊を保有することにな

りました。

り、2項は完全に空文化し

ます。



衆院憲法審査会で発言する自民党の古屋圭司選対委員長

政府解釈の「制約」消滅

「但し書き」なくても

会の座長を務めた人物。持しなし」を受けて「但し」、まつのです。

自衛隊の保有はこの限りで「例外規定」を設けなく

性格・任務・権限、さらに最高指揮権、シビリアンコントロールなどが書き込まれ

るだけ、その先に変化し

うだけで、その先に変化しない保障はありません。

当面は解釈を変えないとい

う具体的に書き込むことは難

しい。「動かさない」とは、

これまでの政府解釈上

の「制限」をすべて憲法に

書き込みば、自衛隊は無制

限の集団的自衛権を行使す

るものとなります。

「国際

の平和と安全を守る」と自

衛隊の任務が書き込まれ

るが消滅し、無制限な海外での武力行使の道を開くこと

が可能となります。

憲法に自衛隊を明記する

途端、従来の政府解釈とし

て設けられてきた「制約」

修駒沢大名誉教授は、自衛

隊明記の案として「日本國

の平和と独立を守り、國の

安全を守るために、自衛隊を

保有する」（明日への選択

7月号）と提案しています。

このように正面から自衛

隊の規定が設けられれば、

無制限の集団的自衛権を排

除する保障が全くありません

は、内閣法制局も参加す
る」と語ります。

ん。(つづ)